

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令案の概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、政令を制定する。

本部関係

1. 農林水産物・食品輸出本部（2において「本部」という。）の庶務は、農林水産省食料産業局輸出促進課（令和2年4月より輸出先国規制対策課（仮称）に改組予定）において処理する。なお、農林水産省組織令を併せて改正し、食料産業局及び輸出促進課の事務に、法第4条に規定する事務を追加する。
[法第9条関係]
2. 本部の運営に関し必要な事項は、農林水産物・食品輸出本部長が本部に諮って定める。[法第9条関係]

手数料関係

3. 輸出証明書の発行手数料の額は、申請1件につき900円を超えない範囲内において、輸出証明書の種類ごとに主務省令で定める額とする。ただし、令和12年12月31日までの間は、零円とする。[法第15条第3項関係]
4. 適合施設の認定手数料の額は、申請1件につき20,900円を超えない範囲内において、施設認定農林水産物等の種類ごとに主務省令で定める額とする。
[法第17条第8項関係]
5. 登録認定機関の登録手数料の額は、申請1件につき145,000円（更新は113,300円）を超えない範囲内において、適合施設の種類ごとに主務省令で定める額とする。[法第18条第1項、第21条第2項関係]

登録認定機関関係

6. 登録認定機関の登録の有効期間は、4年とする。[法第21条第1項関係]

主務大臣関係

7. 主務大臣は、農林水産物又は食品の種類、輸出先国等を勘案して財務省令・厚生労働省令・農林水産省令で定める区分に応じ、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣とする。[法第43条関係]

施行期日

8. この政令は、令和2年4月1日から施行する。